

令和元年度

個別指導等における主な指摘事項
(調剤)

九州厚生局

目 次

I	調剤全般に関する事項	1
1	処方箋の取扱い	1
2	処方内容の変更	1
3	処方内容に関する薬学的確認	1
4	調剤	2
5	調剤済処方箋の取扱い	2
6	調剤録の取扱い	2
II	調剤技術料に関する事項	3
1	調剤料	3
2	調剤料又は調剤技術料に係る加算	3
III	薬学管理料に関する事項	4
1	レセプトコンピュータの初期設定等	4
2	薬剤服用歴管理指導料	4
3	薬剤服用歴の記録	4
4	薬剤情報提供文書	5
5	経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	6
6	薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等	6
7	麻薬管理指導加算	6
8	重複投薬・相互作用等防止加算	6
9	特定薬剤管理指導加算	7
10	乳幼児服薬指導加算	7
11	かかりつけ薬剤師指導料	7
12	在宅患者訪問薬剤管理指導料	8
13	服薬情報等提供料	8
IV	事務的事項	8
1	標示	8
2	登録・届出事項	8
3	掲示事項	8
4	一部負担金等の取扱い	9
V	その他	9
1	調剤報酬明細書の記載	9
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	9
3	保険外負担	9
4	関係法令の理解	10
5	指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合	10

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医の押印がない。
- ② 「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印のない処方箋をそのまま受け付け、調剤を行っている。
- ③ 処方箋の使用期間を超過している。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない。
- ② 用量の記載が不適切である。
- ③ 用法の記載が不適切である。

2 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤の変更・追加、用法・用量の変更を、処方医に確認することなく行っている。

3 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
- ⑥ 倍量処方が疑われるもの
- ⑦ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑧ 重複投薬が疑われるもの
- ⑨ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
- ⑩ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
- ⑪ 漫然と長期にわたり処方されているもの

4 調剤

(1) 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。

(2) 含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

変更調剤後の薬剤料が変更前より高額となっている。

5 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の記名及び押印

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

(3) 調剤済処方箋への保険薬剤師の署名を事務員が行っているので、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。

(4) 調剤済みの処方箋について、調剤済みとなった日から3年間保存していない不適切な例が認められたので改めること。

6 調剤録の取扱い

(1) 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

調剤録がない。

(2) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 次の事項を記載していない。

ア 薬名

イ 分量

ウ 調剤量

エ 調剤した薬剤師の氏名

オ 処方箋の発行年月日

カ 薬剤師法第24条の規定により医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合、その回答内容

② 鉛筆で記載している。

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。
- ② 頓服薬を内服薬として算定している。

2 調剤料又は調剤技術料に係る加算

(1) 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者について算定している。

イ 剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行っていない。

ウ 剤形を加工したものを用いて他の薬剤と計量混合した場合に計量混合調剤加算を算定している。

エ 一包化加算を算定している。

オ 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。

(2) 一包化加算

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。

イ 治療上の必要性が認められない場合に算定している。（一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。）

ウ 医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。

エ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨を調剤録等に記載していない。

(3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算について、算定に誤りが認められたので改めること。

(4) 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 調剤上の特殊な技術工夫を行っていない。（自家製剤とは、個々の患者に対し市販されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫を行った場合に

算定するものである。)

イ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。

ウ 調剤録等に製剤工程を記載していない。

エ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

(5) 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 レセプトコンピュータの初期設定等

レセプトコンピュータの初期設定が、薬剤服用歴管理指導料を算定するようになっており、自動的な算定となるおそれがあるので改めること。

2 薬剤服用歴管理指導料

(1) 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(2) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

① 服薬状況（残薬の状況を含む。）

② 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

(3) 服薬指導の都度、過去の薬剤服用歴の記録を参照していない。

(4) 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。

(5) 居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷による臨時の投薬が行われた場合を除く。）を算定している不適切な例が認められたので改めること。

3 薬剤服用歴の記録

薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。

② 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。

③ 次の事項の記載がない、又は不十分である。

ア 患者の基礎情報

住所

イ 処方及び調剤内容

処方内容に関する照会の内容等

- ウ 患者の体質
 - (ア) アレルギー歴
 - (イ) 副作用歴
- エ 薬学的管理に必要な患者の生活像
- オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
- カ 疾患に関する情報
 - (ア) 既往歴
 - (イ) 合併症
 - (ウ) 他科受診において加療中の疾患に関するもの
- キ 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況
- ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- ケ 服薬状況(残薬の状況を含む。)
- コ 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)
- サ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
- シ 服薬指導の要点
- ス 手帳活用の有無
 - 手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無
- セ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ソ 指導した保険薬剤師の氏名

④ 服薬指導の要点につき、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

4 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が不十分である。
 - ア 効能、効果
 - イ 副作用
 - ウ 相互作用
 - エ 服用及び保管取扱い上の注意事項
- ② 効能・効果に関する記載について、誤解を招く表現となっている。
- ③ 効能・効果に関する記載について、調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。

- 5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳
手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
手帳に次の事項の記載がない。
必要に応じて服用に際して注意すべき事項
- 6 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等
電子的に保存している記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない。
ア 不正ソフトウェア対策が行われていない。
イ システム操作に係る業務日誌等が備えられていない。
ウ 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育研修を行っていない。
エ パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2か月以内）に変更すること。
オ パスワードが4文字である例が認められた。パスワードは極端に短い文字列を使用しないこと。英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
カ 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。
キ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。
- 7 麻薬管理指導加算
麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
① 電話等により麻薬の服用状況・残薬の状況・保管状況を定期的に確認していない。
② 残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
③ 麻薬による鎮痛等の効果・副作用の有無の確認を行っていない。
④ 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない。
- 8 重複投薬・相互作用等防止加算
重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
① 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
② 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
③ 「残薬調整に係るものの場合である」にも関わらず、「残薬調整に係るも

の以外の場合」の加算を算定している。

9 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
ア 末梢性神経障害性疼痛に用いたトリプタノール錠
イ 高血圧症に用いたベタキソロール塩酸塩錠
- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

10 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行っていない。
- ② 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
- ③ 薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載が不十分である。

11 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

- (2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴管理指導料に係る業務について
ア 薬剤服用歴の記録
イ 手帳
- ② 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、全て把握していない。
- ③ 患者に勤務表を渡していない。
- ④ 患者が他の保険薬局等で調剤を受けた場合に、その服用薬等の情報を薬剤

服用歴の記録に記載していない。

12 在宅患者訪問薬剤管理指導料

乳幼児加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、確認を行っていない。

13 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得ていない。

(2) 服薬情報等提供料 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 現に患者が受診している保険医療機関に対して、服薬状況等について文書(別紙様式 1 又はこれに準ずる様式の文書)等により情報提供を行っていない。

② 別紙様式 1 又はこれに準ずる様式の文書等に必要な事項を記載していない。

IV 事務的事項

1 標示

保険薬局である旨の標示がないので改めること。

2 登録・届出事項

届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに九州厚生局長に届け出ること。

ア 保険薬剤師の異動

イ 開局時間の変更

ウ 休業日の変更

3 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。

② 調剤報酬点数表の一覧等が薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示されていない。

③ 九州厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない。

ア 調剤基本料 1・2

イ 後発医薬品調剤体制加算 1・2・3

ウ 在宅患者調剤加算

- エ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- オ 地域支援体制加算
- カ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ④ 明細書の発行状況について
 - ア 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
 - イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない、又は患者からの求めがあったときに交付するとなっている。
- ⑤ 地域支援体制加算について、健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ⑥ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ⑦ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

4 一部負担金等の取扱い

領収証について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

領収証が「点数表の各節単位で金額の内訳の分かるもの」になっていない。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

- (1) 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化した薬剤について、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない不適切な例が認められたので改めること。」。
- (2) 麻薬小売業者の期限切れ免許証番号を記載している不適切な例が認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

3 保険外負担

患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 実費徴収に係る次の事項について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

患者の希望に基づく服薬カレンダーの費用

- ② 患者の同意について、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより同意の確認が行われていない。

4 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

5 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。